

(参考様式1)

## 人・農地プラン（鳥取地域）

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回)	更新年月(2回)	集落・地域の耕地面積
鳥取市	数津・上野集落 百谷・瀧山・小西谷・卯垣・岩倉・立川・円護寺・覚寺・浜坂・叶茶屋・叶土居集落	平成25年3月	平成30年11月	平成 年 月	179 ha

### 1. 地域の人と農地の現状

稲葉地域では、耕作放棄地が増えつつあるものの、小西谷集落では山間集落にも関わらず60歳の農家がコメ生産を行っており、遊休農地にならないように頑張っている。しかし、数津においても5年、10年が限界となり、今後は集落での取組を検討したいと思っている。

### (近い将来農地の出し手となる者と農地)

近い将来農地の出し手となる者と農地 (氏名)	年齢	現状 [平成28年度]		計画 [平成33年度]		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容 (作物)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作物)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		

担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない

### 2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 [平成29年度]		計画 [平成34年度]		農地中間管理機構からの借り入れ希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作物)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作物)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他 ( )	
	(A氏)	39才	5(10)名	-	梨	2.60 ha	梨	2.60 ha		低コスト化	25					
					栗	0.50 ha	栗	0.50 ha								

属性	経営体 (氏名)	経営者・代 表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者 の有無	現状 〔平成29年度〕		計画 〔平成34年度〕		農地中間管 理機構から の借り入れ 希望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ( )	
認農	(B氏)	58 才	1 ( ) 名	-	イチゴ	5 棟	イチゴ	5 棟								
						0.10 ha		0.10 ha								
					水稲	1.80 ha	水稲	2.00 ha								
	合計(2)				実面積	5.00 ha	実面積	5.20 ha								

【 記載上の注意 】

※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」、新規就農者は「新就」、認定志向農家は「志向」と記載します。

※「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認：氏名」を記載します。

※計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※「備考」には、活用する単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

### 3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている／中心経営体はいるが十分ではない／中心経営体がない

#### 4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	基盤整備終了後の農地は、新規就農者や法人の作業効率をよくするため、分散している農地の集約化に協力する。新規参入者には、法人の構成員となるよう勤め、耕作放棄地の解消に努める。また、耕作放棄地を出さない。
担い手の分散錯圖を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

#### 5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	基盤整備を行った農地については、なるべく農地中間管理事業を活用し、今後設立予定の法人へ貸し付け、法人の農業経営を圧迫しないよう集落内の農業者で協力をする。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

#### 6. 今後の地域農業のあり方

<p>農家の就業者の高齢化や兼業化等による担い手不足が深刻化している。また、農産物の輸入増加による競争力といった問題に直面しているが、その中でも新しい技術作物に挑戦する農業者も育っており、効率的かつ安定的な新たな農業経営体として農地所有適格法人を立ち上げ、この地域の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。</p>
---

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m <sup>2</sup> )			農地の継承面積	貸付及び継承等の 予定年度	農地中間管理機構 への貸付を予定
				貸付	作業委託	売渡			

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。